入れにた中央・同株に十行がも様がもよりにつる場内は大人でする	
令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 	
日 時 令和5年6月12日(月)14時00分~16時00分	
開催場所 横浜市役所 18階会議室(みなと1・2・3)	
門谷委員、藤井委員、水野委員、井汲委員、梅原委員、白石委員、服部委員、	
出席者 西尾委員、鈴本委員、籾山委員、内田委員、髙野委員、山野上委員、日下様(平	四
工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	
欠席者 熊坂委員	
開催形態 公開 (傍聴者 2名)	
議 題 1 開会	
2 協議事項	
(1)横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について	
(2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体)	
(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(1団体)	
(4)道路運送法第 79 条登録団体の更新登録申請に係る協議(8団体)	
6 報告事項	
(1)道路運送法第79条登録団体の変更報告について	
(2)福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について	
(3) 行政処分等に係る通知の報告(1団体)	
(4) 福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページの掲載について	
(5) 令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録	
決定事項	
- 協議事項(1)から(4)までについて合意	
議	
2 協議事項	
(1) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について	
(西尾会長)横浜市福祉有償移動サービス運営指針について、「対象者の範囲」	の
文言を整理するという説明があった。この内容についていかがか。	
(委 員)異議なし。	
(2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体)	
(西尾会長)新規登録申請の団体について説明があったが、この内容についてい	か
がか。	L
この団体は一度事業を停止し、再度始めるための申請ということでは	F
した さいか。	
・ ・ ・ ・	
(事務局)以前は、平成22年8月20日に登録され、廃止年月日は平成31年3月	31
日である。	<i>.</i> 1
(神奈川運輸支局) 神奈川運輸支局にも、担い手の確保が難しい等の理由で、「休止」	ح

いう制度はあるのかという相談、問合せがある。参考で伺った。

(西尾会長)廃止されてから4年程ブランクがあった。その間に体制を再度整えて、今回新規申請をされたということだ。体制等の内容については、 事務局の方で確認しているが、いかがか。

(委員)異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(1団体)

(西尾会長) 1団体から「添乗・付添料」の運賃を新たに設定するという内容の申請があった。この内容についていかがか。

(委 員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(8団体)

(西尾会長)登録期限が近い団体からの更新申請について、団体の活動内容を含め、事務局から説明があった。質問等あるか。質問等なければ、この8団体について協議が調ったということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(山野上委員) 今回更新手続きを行わなかった団体があったら教えて欲しい。

- (事務局)報告事項(1)(資料8)でも説明を行うが、区の社会福祉協議会や特定非営利活動法人さんろうど等の事業廃止届を受け付けている。今回の運営協議会での更新対象団体については、特定非営利活動法人みなみかぜ、特定非営利活動法人 湘南障害児者を守る会まつぼっくりが届け出ている。
- (西尾会長) よろしいか。有効期限に到達しても、事業廃止の届出を提出して貰っ ているのか。

(事務局)その通り。

(西尾会長) この後の変更報告の中で示されているということである。その他、よろしいか。協議事項は以上となる。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いしたい。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

- (西尾会長) 31団体から軽微な変更届が提出されたと報告があった。そのうち、廃止が11団体あった。質問等あるか。
- (山野上委員) 区の社会福祉協議会の廃止について報告があったが、市民としては、 頼りにしていた送迎であり、対価についても一番安価であり、身近な 送迎サービスであった。本運営協会とは関係がないと思うが、利用者 への配慮はどうなっているのか。
- (事務局)社会福祉協議会がボランティア輸送で実施していた福祉有償運送を廃止するにあたり、利用者へ他のサービスの利用案内を行っていると聞いている。社会福祉協議会は、ボランティアの運転手で移動サービスを実施していたが、ボランティアの高齢化等の理由で、運転者の確保が困難であるため、福祉有償運送で実施していた外出支援サービスを継続が難しかったと聞いている。利用されていた方については、他の

福祉有償運送団体や介護保険サービス等の通院等乗降介助、障害の福祉タクシー券の利用など他の制度を活用していただき、行政としてもサポートを継続する形を取っている。

(西尾会長) その他に質問等あるか。

- (白石委員)区の社会福祉協議会が福祉有償運送を廃止するということだが、いままでどのような事業を行い、どのような人が利用していたのか、詳しく教えて欲しい。
- (西尾会長) 社会福祉協議会が実施していた福祉有償運送の活動内容ということで 良いか。

(白石委員) その通り。

(事務局)横浜市が委託していた外出支援サービス事業につきましては、①高齢者(概ね65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3~5の認定を受けている方が対象)②難病の方(障害者総合支援法に定められている障害福祉サービスの対象となる難病の方)を対象としていた。また、社会福祉協議会の独自サービスとして、障害者の方の移動の支援を実施していた。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) 福祉有償運送制度を活用した団体の活動の中に、委託事業も含まれていたという理解で良いか。当然、委託以外の部分で、直接団体が福祉有償運送で移動支援を行っていた部分もあると思うが、その部分も含め、18区の社会福祉協議会の福祉有償運送が廃止となったという報告であった。その他、質問等あるか。

(委 員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

- (西尾会長)安全確保の確認について、今年度23団体へ訪問する予定となっている。前回の運営協議会後から5月までに訪問した10団体の結果についての報告であった。
- (鈴本委員) 居宅介護支援専門員 (ケアマネージャー) の事業所でも監査等実施されるが、それに近いことを実施されているのかと思う。今回報告されている指摘事項について、行政処分等の扱いではなく、口頭での注意や修正依頼なのか。
- (事務局) その通り。法で定められている内容を適正に実施しているか、確認は している。

(鈴本委員) 了解した。

(西尾会長) 監査の場合は、文書指摘と口頭注意という区分がある。口頭注意ということか。

(事務局) その通り。

(西尾会長)公共の輸送については、法で定めている基準があると思う。福祉有償 運送については、事業者向けに定めている基準等とは違い、より良い 福祉を実現するために市民の協力を得て、新しい公共の移動手段とい う部分になるため、基準というよりかは、運送者にとっても、利用者 にとっても安心・安全に運行、利用が出来る体制を整えるということ と、自分は理解している。道路運送法に定められている内容を確認するために、横浜市では独自に確認のために訪問されているという理解である。また、訪問する中で、担い手不足という課題をあった。この点については、かなり深刻か。

(事務局) その通り。運転者の高齢化は、深刻な課題である感じた。また、ボランティアへの対価という面で苦慮されていると訪問し感じた。

(西尾会長) この制度の課題が浮かび上がってきている。ガソリン代や物価の高騰 や新型コロナウイルスの影響で苦しくなっている状況が、廃止した団 体にも現れているのではないかと思う。その他はよろしいか。

(委 員) 特になし。

(3) 行政処分等に係る通知の報告(1団体)

(梅原委員)報告の内容、警告書の意味合いも理解したが、なぜこのような事案が発生したのか、その理由が知りたい。本来は、このような事案が発生してはならないと思うが、「うっかり」なのか、制度は理解していたが、対応しなかった理由があったのか、そうであればどのような事情があったのか知りたい。

(事務局)警告書を発出する際に、一般監査を実施し、聞き取りも行っている。 団体の認識不足というのが理由である。福祉車両の場合は、2種の免 許証を保有していることで運転者の要件を満たすが、セダン等の場合 は、さらに資格要件が必要であるという認識が不足していた。思いも あり、しっかりと運用している団体であったが、道路運送法の理解と いう点では認識が不足している点があったことが原因であると聞き取 りを行って思った。

(梅原委員) 了解した。

(西尾会長) 「うっかり」だったということだ。

(白石委員) セダン型の運転手要件の中に、「訪問介護員など」とあるが、これは どういった資格を有する者を指すのか。

(事務局) ヘルパー等の資格を有する方のことである。

(西尾会長) ホームヘルパーということでよろしいか。

(白石委員) 初任者研修の資格をもっていれば良いのか。

(事務局) その通り。

(白石委員) 重度訪問介護養成講座は対象になるか。初任者研修とは別に、ホーム ヘルプに入るので、訪問介護の養成講座の資格を持っていることが多 いが、その場合は対象になるのか。

(事務局)調べる時間を頂きたい。改めて回答させていただきたい。

(西尾会長) この場合、資格要件なのか、現在訪問介護員として活動されている方 なのか。

(事務局)資格要件である。

(西尾会長)以前は、ホームヘルパー2級という資格があったが、これは今でも通 用するのか。

(山野上委員) 問題ない。白石委員の質問は、重度訪問介護従業者でも大丈夫なのか ということだ。

- (西尾会長) 確認をお願いしたい。
- (門谷委員) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針の中に、運転者の要件の記載が ある。
- (藤井委員) 明確に説明して欲しい。セダン等の車両を運転するにもかかわらず、 要件を満たしていなかったということか。
- (事務局)改めて確認させて欲しい。
- (西尾会長)確認をお願いしたい。福祉車両を運転する場合は、2種免許を保有する場合は問題がないが、セダン型というのは、自家用車ということか。セダン型を運転する場合は、福祉車両の運転資格に加えて、資格が必要ということか。
- (髙野委員) 重度訪問介護従業者の運転は認められていないと認識している。
- (西尾会長) 事務局で確認し、報告して欲しい。
- (事務局)承知した。

【ご報告】

セダン型の運転者要件として、重度訪問介護従業者の資格は該当します。

詳細については、別紙1をご確認ください。

(4) 福祉有償移動サービス実施団体の横浜市ホームページの掲載について

- (西尾会長) 現在、横浜市ホームページ上で団体情報を掲載しているが、新たに団体のホームページのURLを追加したということだ。
- (白石委員) この掲載内容の中にある「受入条件」とは何か。
- (事務局)記載している「利用を希望される方」については、福祉有償運送の利用対象者であれば、利用を希望される場合、直接団体にお問い合わせくださいという意味である。「事業所サービス利用者」については、併設している事業所のサービス(介護保険サービスや障害福祉サービス等)を利用している対象者。「ケアマネージャー等からの紹介」については、ケアマネージャー等から紹介で、団体に登録し、利用が出来る形を取っている団体のことである。
- (西尾会長) その他、いかがか。市民が利用しやすいように、情報提供されている と思う。変更報告でも「廃止」の報告があった。全体の団体数が減少 していることが心配である。
- (内田委員) 資料11の団体については、一部抜粋で掲載している。減少はしているが、この資料に掲載している団体が全てではない。
- (西尾会長) 了解した。URLは順次ということだが、これからも追加されるのか。
- (事務局) すでに一度団体には調査をかけているが、希望される団体があれば、 随時対応していく。
- (西尾会長) その他、いかがか。
- (委 員) 特になし。

(5)令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の運営協議会議事録になる。確認して欲しい。予定の協議事項、 報告事項は以上になる。確認事項については、事務局から後日報告が あるということでよいか。

(事務局)承知した。

(西尾会長) その他、何かあるか。

(梅原委員) 今回の次第の中に、事故報告がなかった。事故があったのか、なかったのか分からない。無いのであれば、「報告事項」の中で、事故報告がなかった旨の報告をして欲しい。事故が発生していないことは良いことだが、全くないというのも疑問に思う。次回から事故報告について、項目を増やして欲しい。

(西尾会長) 前回の協議会から今回の協議会までの間、事故の報告はなかったとい うことで良いか。

(事務局)事故は発生していない。

(西尾会長) 梅原委員からの要望であった。事務局で検討して欲しい。

(事務局)検討させていただきたい。

(鈴本委員) 本協議会で報告される事故については、横浜市に報告されたものだけ なのか。

(事務局) その通り。

(鈴本委員)ケアプラザで仕事をしているが、横浜市のやり方に沿って仕事をしている。ケアマネージャー間で、書類のやり取りのミス、例えばファックスのご送信等があったりする。それも個人情報漏洩にあたるため、行政に報告しなければならないが、「シュレッダーしておいてください」等の連絡で済ませている事業所も中にはある。民間の事業所では、コンプライアンスが守れていない団体が中にはある。介護タクシーや送迎車をみると、無傷な送迎車は少ないと感じる。報告があがってきていないのが現実なのではないかと思う。

(事務局)事故報告のついては、「人身事故」「重大な物損事故」「乗降介助中の事故」については、速やかに報告することを求めている。また、安全確保の確認の訪問の際にも、事故の記録を確認している。

(山野上委員) 自家用車送迎(運転者の持込車両) も多い。運転者の持込車両の場合、軽微な事故を含め、事故は少ないと思う。

【参考】

平成20年3月国土交通省自動車交通局旅客課発行「福祉有償運送ガイドブック」に、「報告する事故」について記載があります。別紙2をご確認ください。

横浜市では、安全確保の確認の際に、軽微な事故も含めた事故の記録を確認しております。また、運営協議会に報告が必要な事故についても、改めて訪問の際に説明をしております。

(西尾会長) その他、いかがか。

(井汲委員) 本協議会での話ではないかもしれないが、移動に関して、横浜市精神 障害者家族連合では、大変負担になっている。民間救急は、病院から 病院に移る時などに利用されている。家族の会では、患者本人が入院を拒んでいるが、どうしても入院が必要な状況になってしまった場合、病院は「連れてきてください。連れてきていただければ診ます」と言う。役所に相談をしても「その件については、ご家族でお願いします」と言われる。仕方なく民間救急にお願いをすることになるが、1人対応の場合3万円、1人対応が難しい場合は対応人数分の費用が発生する。10万~20万円くらいの費用をかけて入院させることになる。家族の負担が大きい。移動に関しては、どこからも助けがない。家族会を開催した際に、移送サービスの会社に来てもらったことがある。移動に関しては、費用面も含め、家族は大変困っている。医療保護入院や強制入院のケースもあるため、なかなか行政も動けないところもあると思うが、皆さんにこういう状況もあることを共有したい。

(西尾会長) 入院をする場合に、大変な状況になる場合があるという事だった。その他、何もなければ議事は以上である。

(終了)

運転者要件(セダン等)について

道路運送法施行規則(昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号)

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、 道路交通法 に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者 又は同法 に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において 停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用 有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令 (昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、<u>福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては</u>、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十二条第一項の<mark>介護福祉士</mark>の登録を受けていること。

社会福祉士及び介護福祉士法

(登録)

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録 簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

(通知) (国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正)

自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について

上記通知に定められている認定講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(通知) (国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正)

「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」

(別紙2)道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第2 施工規則第51条の16第3項第3号に規定する同項第2号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

- ① 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程 又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9 月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し。その旨の証明書の交 付を受けた者であること。

【根拠法令】

介護保険法施行令(法第八条第二項の政令で定める者)

- 第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護 (同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。)に係る共生型居宅サービス(法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。)以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。
- 一 次のイ又は口に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又は口に定める者から 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)
 - イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
 - ロ 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者

実務者研修修了	
介護職員初任者研修修了	看護師、准看護師、保健師を含む
訪問介護員養成研修(ヘルパー)1・2・3級	
介護職員基礎研修修了	

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁及び厚生労働大臣が定めるもの等」 (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)

資格		
居宅介護職員初任者研修課程修了	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了	
重度訪問介護従業者養成研修課程修了	同行援護従業者養成研修課程修了	
行動援護従業者養成研修課程修了	介護職員初任者研修課程修了	
介護職員初任者研修課程修了	生活援助従事者研修課程を修了	
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	視覚障害者外出介護従業者養成研修、	
修了	全身性障害者外出介護従業者養成研修、	
	知的障害者外出介護従業者養成研修課程修	
	了	
	(ガイドヘルパー)	

事故の報告について

「福祉有償運送ガイドブック」(平成20年3月国土交通省自動車交通局旅客課)より抜粋

- V 報告について
- 2 事故の報告
- (1) 自動車事故報告書

運送者は、福祉有償運送自動車に次の事故があった場合は、30 日以内、自動車事故報告書を運輸支局等に提出しなければなりません。

【報告を要する事故】

- ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの
- ② 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる 傷害を受けた者)を生じたもの
- ③ 自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
- ④ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動 車損害賠償法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- ⑤ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの
- ⑥ 自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

【自動車事故報告書の提出】

報告部数	3 部
報告部数	0 եի
提出先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

<<留意事項>>

自動車損害賠償保障法施行令第5条各号の障害は、次のとおりです。

第2号

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腿又は下腿の骨折
- 二 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第3号

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂

二 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30 日以上のもの

ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第4号

11日以上医師の治療を要する傷害(第2号イからホまで及び第3号イからホまでの傷害を除く)

(2) 速報

運送者は、(1)の報告をようする事故のうち、①に該当する事故であり、かつ、② 又は③に該当する事故があったときは、次のとおり運輸支局等に速報をしなければなり ません。

速報方法	電話、電報その他適当な方法による
速報次期	事故発生から 24 時間以内
速報内容	事故の概要
速報先	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等

自家用有償旅客運送事務実施マニュアル(平成27年3月国土交通省自動車局旅客課)より抜粋

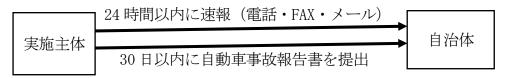
2 届出対応

(2) 重大な事故に係る報告の受理

(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号))

- ・自家用有償旅客運送者は、事故があったとき又は市町村等の指示があったときは、電 FAX・メール等の適当な方法により、24 時間以内に速報をしなければなりません。
- ・また、事故があった日から30日以内に報告規則に基づく自動車事故報告書を提出しなければなりません。

◎事故発生



届出する事故および届出内容

	内容
事故の種類	(自動車事故報告規則第2条)
	・自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、も
	しくは接触したもの
	・10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
	・死者又は重傷者を生じたもの
	・10 人以上の負傷者を生じたもの
	・酒気帯び運転、無免許運転、麻薬等運転を伴うもの
	・救護義務違反があったもの

報告事項

- 運転者氏名
- 自動車登録番号又は車両番号
- 事故発生日時
- 事故発生場所
- ・事故の当事者氏名
- ・ 事故の概要
- ・ 事故の原因
- 再発防止対策

横浜市福祉有償移動サービス運営指針より抜粋

(11) 重大な事故及び苦情報告

人身事故(搭乗者を含む。)及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故(医療機関で受診を要したもの)については、実施主体責任者から、横浜市へ書面(横浜様式7)により、速やかに報告することとする。

利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び 当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面(横浜様式8)により、速や かに報告することとする。

横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。